

令和 2 年度

第 6 回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第6回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月9日（水）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 保健センター 4階 大会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名

4	議案第1号	市川市環境審議会委員の推薦について	
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
	議案第3号	令和2年度農地利用状況調査について	1件
	議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
	議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	4件
	報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	26件
	報告第2号	地目変更登記に係る回答について	2件
	報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	2件
5	農業委員会事務局職員		
	局長	飯塚 浩一	
	次長	舘野 裕之	
	副主幹	本多 浩章	
	副主幹	笹川 弘之	
	主査	平野 雅邦	

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	ただ今より、令和2年度第6回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、欠席はございません。 農業委員10名中 10名、推進委員6名中 6名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	それでは、議席5番の委員と議席6番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、笹川副主幹を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。 農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。
議 長	それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。

事 務 局 長	議案第1号「市川市環境審議会委員の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いします。 議案第1号「市川市環境審議会委員の推薦について」、ご説明いたします。 議案の1ページをお願いいたします。 令和2年9月1日付けで市川市長より推薦依頼のありました市川市環境審議会委員委は令和2年10月31日をもって現市川市環境審議会委員の期が満了となりますことから、新たに農業の代表者として農業委員会から同審議会委員1名の推薦について依頼がありました。 委員の任期は、令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2年間となります。 現在の委員は、会長職務代理者を指名推薦で決定しております。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明のとおり、前回は指名推薦により、会長職務代理者が選ばれております。 今回も、指名推薦により決定することに致したいと思います。 これにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、指名推薦により決定することにいたします。 それでは、指名したい方がおられたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
議席1番	農業委員としての経験も長い、会長職務代理者を推薦いたします。
議 長	ただ今、議席9番の会長職務代理者を推薦するのご発言がありました。 それでは、お諮りいたします。 会長職務代理者を市川市環境審議会委員に推薦することに、ご異議ござい

各 委 員	ませんか。 異議なし
議 長	異議なしとのことでございます。 会長職務代理者、よろしいでしょうか。
会長職務代理者	はい、微力ながら、引き続き努めさせていただきます。
議 長	それでは、市川市環境審議会委員に、会長職務代理者を推薦することと、決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、10件でございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、10件でございます。 まず、(1)及び(2)の申請について、関連いたしますので、一括してご説明いたします。議案の2～4ページをお願いします。 申請受付日は、いずれも令和2年8月21日でございます。 申請地は、いずれも二俣で、地目は畑、面積は、(1)の申請地が62平方メートル外2筆、(2)の申請地は132平方メートルであり、合計面積は359平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場及び駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。 続きまして6、7ページをお願いします。 (3)の申請受付日は、令和2年8月21日でございます。

	申請地は二俣で、地目は畑、面積は19平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものです。 続きまして8、9ページをお願いします。 (4)の申請受付日は、令和2年8月25日でございます。 申請地は原木で、地目は畑、面積は1,454平方メートルの内、1,192.34平方メートル外1筆で、合計面積は1,878平方メートルの内、1,616.34平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、保育園の建築を目的に使用貸借をするものです。 続きまして10、11ページをお願いします。 (5)の申請受付日は、令和2年8月25日でございます。 申請地は国分で、地目は畑、面積は1,062平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、車両置場及び資材置場用地を目的に賃借権の設定をするものです。 続きまして、(6)から(10)の申請について、関連いたしますので、一括してご説明いたします。 議案の12～17ページをお願いいたします。 申請受付日は、いずれも令和2年8月25日でございます。 申請地はいずれも原木で、区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 地目は、(6)の申請地が畑、面積は、603平方メートルです。 (7)の申請地の地目は畑、面積は、763平方メートルです。 (8)の申請地の地目は田、面積は、754平方メートル、外1筆、合計面積は1,067平方メートルです。
--	---

議 長 議席 3 番	(9) の申請地の地目は田、面積は、178平方メートル、外5筆、合計面積は863.61平方メートルです。 (10) の申請地の地目は田、面積は、241平方メートル、外3筆、合計面積は540.61平方メートルです。 (6) から (10) までの合計は、畑7筆、田7筆、合計14筆、合計面積は、3,837.22平方メートルです。 申請理由につきましては、車両置場用地を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。 現地調査は、令和2年8月31日に、農地調査班第2班の委員で行いました。 まず、(1) 及び (2) は、関連しておりますので、一括してご報告いたします。 申請地は、二俣小学校の北側、おおむね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、既存施設との出入口以外は安全鋼板及び土留めブロックを設置し、土砂等の流出を防除することとでございます。 また、雨水については自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。
--------------------------	--

	(3) の申請地は、二俣小学校の北東側、おおむね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地より低い申請地を砂利で盛土することにより同一の地盤高にし、一部の境界には、トタン塀を設置し、土砂等の流出を防除するとのこととございます。 また、雨水については自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 (4) の申請地は、信篤小学校の西側、おおむね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリートブロック及び一部の境界は擁壁を設置し、土砂等の流出を防除するとのこととございます。 また、雨水については、雨水貯留槽にて一時貯留し、汚水については合併浄化槽にて処理後、併せて前面の側溝へ排水するとのこととございます。 譲渡人は、要望により使用貸借するものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 (5) の申請地は、中国分小学校の東側、おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、申請地周辺は道路、下水道等の公共施設や鉄道駅等の公益的施設の整備の状況からみて、第3種農地の場合における公共施設等
--	--

	の整備状況と同程度となることが見込まれる地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリートブロック及び安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。 また、雨水については自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 (6) から (10) は、関連しておりますので一括してご報告いたします。 申請地は、県立市川特別支援学校の東側、おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、単管パイプ及び安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。 また、雨水については自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 報告は以上です。
議 長	第2班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 (1) (2) は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

	譲受人は、市内に本店を置き、建築の設計、施工、管理及び請負を主な事業とする法人です。 譲受人は申請地の隣地に駐車場及び資材置場を所有していますが、事業拡大により手狭となり、申請地を譲っていただけるとのことから申請に至ったということです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は令和2年10月30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 次に（3）の譲受人は、市内で主に建設業を営む法人です。 譲受人は江戸川第一終末処理場の計画用地内に駐車場を所有していますが、用地買収により使用できなくなること、申請地の隣接地に駐車場を所有しており、申請地を譲っていただけるとのことから申請に至ったということです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。
--	---

	工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後３０日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま 次に（４）の譲受人は、市内で不動産業を営む法人で、千葉市花見川区に本店を置き、主に保育所、幼稚園を営む法人です。 申請地は、近隣に保育園がなく、園を運営するのに十分な需要があり、競合の影響も少ないと判断し、申請に至ったとのこと 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、それぞれの過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和２年１０月１０日に着工し、完了は令和３年２月２６日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま 次に（５）の譲受人は、市内に居住する、主に建設関係の下請けを行うことを目的とする個人事業主の方で、譲渡人は実母となります。 申請地は自宅近くであり、実母が申請地を所有していたこと、県道及び外環道路に近く、利便性がよいことから申請に至ったとのこと 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、借入金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農
--	---

議 長	地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着手後1カ月となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま す。 次に、(6)から(10)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。 譲受人は、江戸川区に本店を置き、とび、土木・コンクリート工事を主な事業とする法人です。 譲受人は江戸川区の本社周辺に駐車場を借用していますが、千葉支店周辺に駐車場を集約する計画があり、申請地は千葉支店に近接しているとのことから、申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は令和3年3月30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま す。 説明は、以上でございます 事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。
------------	--

	ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしという声がございました。 (1) 及び (2) は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 (1) 及び (2) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号 (1) 及び (2) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたしました。 続きまして、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 (3) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号 (3) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたしました。 続きまして、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 (4) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号（4）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたしました。 続きまして、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」（5）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号（5）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたしました。 続きまして、（6）から（10）については関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」（6）から（10）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号（6）から（10）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたしました。 次に、議案第3号「令和2年度農地利用状況調査について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。
事 務 局 長	議案第3号「令和2年度農地利用状況調査について」、ご説明いたします。 議案書の18ページをお願いいたします。 農地法第30条では、「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地

	の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と規定されております。 このことから、令和2年度における農地利用状況調査の実施について提案するものです。 調査期間につきまして10月に実施いたします。 主な調査の内容につきましては、 (1) 市内全域の遊休農地の実態把握 (2) 農地法の許可及び届出案件の履行状況の調査・確認 (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の農地の履行状況の調査・確認 (4) 農地の違反転用の早期発見 (5) 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認などがございます。 調査班、調査区域、調査担当委員及び推進委員、調査予定日については議案書のとおりです。 なお、遊休農地の調査対象地については、お手元にごございます青のファイルのとおりでございます。 説明は、以上でございます。 ありがとうございました。 事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。 「なし」でよろしいでしょうか。 C班の日程では都合が悪いのですが、調整はできるのでしょうか。 B班も都合が悪いのですが。
議 長	
推進委員3番	
推進委員2番	

議 長	では、B班とC班の調査日を入れ替えたらどうでしょうか。
各 委 員	異議なし
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号「令和2年度農地利用状況調査について」、B班とC班の調査日を入れ替えることで、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致により決定いたします。 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、2件ございます。 事務局から議案の説明をお願いいたします。
事 務 局 長	議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 今回の申請は2件でございます。 (1) ですが、議案書の20ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和2年8月18日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、宮久保4丁目の農地5筆で、合計面積は5,012平方メートルです。 地目は「畑」ですが、現況は「梨畑」でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和2年1月27日でございます。 続きまして(2)ですが、議案書の21ページをお願いいたします。

議 長 議席 8 番	相続人から同じく租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、令和 2 年 8 月 18 日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、南行徳 1 丁目の農地 1 筆で、合計面積は 540 平方メートルです。 地目は「畑」ですが、現況は「露地畑」でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和元年 12 月 13 日でございます。 説明は以上でございます。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 4 班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。 議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。 (1)ですが、現地調査は、令和 2 年 8 月 28 日に第 4 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人夫婦と願出人の 3 名で農業に従事していました。 特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。 特例農地の状況ですが、市立第三中学校の東側に位置した畑 5 筆、5,012 平方メートルです。 いずれも適正に肥培管理されておりました。 調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 続きまして (2) ですが、現地調査は、同じく令和 2 年 8 月 28 日に第 4 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人夫婦と被相続人の子夫婦の 4 名で農業に従事していました。
--------------------------	---

	特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。 特例農地の状況ですが、東西線南行徳駅の東側に位置した畑1筆、540平方メートルです。 いずれも適正に肥培管理されておりました。 調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席9番	(2)は、相続する農地面積が行徳地区で540平方メートルしかないが、農業が成り立つのか。また、何を作付けする予定なのか。
事 務 局	市川市内で相続する農地は申請のとおりですが、元々、江戸川区で大規模に農業経営を行っている世帯ですので、適切に作付けされるものと考えます。
議席8番	今回の申請と次の議案で出てくる農地を合わせると、この一角だけでも1,500平方メートル以上の農地で耕作していたことになります。
議席9番	分かりました。
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号（1）は、全会一致により証明することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」（2）について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号（2）は、全会一致により証明することと、決定いたします。 次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、4件ございます。 事務局から議案の説明をお願いいたします。
事 務 局 長	議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。 議案書の22ページから25ページをお願いいたします。 令和2年7月27日、8月11、18日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が4件提出されたものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席 8 番	議案第 5 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和 2 年 8 月 2 8 日に第 4 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 初めに（１）ですが、申請地は、市立若宮小学校の東側に位置した露地畑 2 筆、面積 1, 9 3 0 平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和 2 年 1 月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。 死亡した者の農業従事日数は、年間 2 0 0 日で、申出者からの聞き取りで確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 つぎに（２）ですが、申請地は市立下貝塚中学校の北東側に位置した梨畑 6 筆、面積 4, 3 5 8 平方メートルで主に申出人の夫が農業に従事していましたが、令和 2 年 3 月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから今回の申請に至ったとのことです。 死亡した者の農業従事日数は、年間 1 2 0 日で申出者からの聞き取りにより確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 つぎに（３）及び（４）ですが、関連いたしますので、一括して報告いたします。 申請地は東西線南行徳駅の東側に位置した露地畑 2 筆、（３）、（４）合わせて面積 9 8 0 平方メートルで主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和元年 1 2 月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから今回の申請に至ったとのことです。 死亡した者の農業従事日数は、年間 2 0 0 日で申出者からの聞き取りにより確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」とし
--------	--

	て証明するのが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議 長	なし、という声がございました。 お諮りいたします。 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」（1）について、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第5号（1）は、全会一致で証明することと、決定いたします。 続きまして、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」（2）について、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第5号（2）は、全会一致で証明することと、決定いたします。 続きまして、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」（3）と（4）は関連しておりますので、一括でお諮りいたします。 議案第5号（3）及び（4）について、願出のとおり証明することに、ご異

各 委 員	議ありませんか。
議 長	異議なし ご異議なしと認めます。 よって議案第5号（3）及び（4）は、全会一致で証明することと、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、26件ございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。 議案書26ページをお願いいたします。 農地法第4条届出及び第5条届出について、事務局長において専決しましたので、ご報告いたします。 今回の報告は、令和2年8月3日から同年8月31日までに届出がされたものでございます。 農地法第4条の届出は、8件、12筆、1,629.72平方メートルでございます。 また、第5条の届出は、18件、27筆、4,888.39平方メートルでございます。 第4条と第5条を合わせますと、26件、39筆、転用面積は、6,518.11平方メートルです。 内容につきましては、議案書27ページから32ページとなっております。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

事務局次長	続きまして、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。 事務局より、報告いたします。 報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。 議案書33ページ、34ページをお願いいたします。 (1) つきましては、令和2年8月13日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。 土地の所在は須和田、面積は12平方メートルで、市街化区域に位置しております。 登記簿の地目を「畑」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておられません。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年8月20日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、農地転用未届け、現況については「公衆用道路」と記載したうえで回答したものでございます。 続きまして(2)でございますが、令和2年8月21日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。 土地の所在は原木、面積は1,047平方メートル、外10筆、合計面積は6,099平方メートルで市街化調整区域に位置しております。 登記簿の地目を「畑」及び「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 本件に係る申請状況としましては、令和2年4月27日に農地法第5条に基づいて車両置場を目的に転用許可がなされており、同年8月5日付けで完了報告書が提出されております。
--------------	--

議 長	そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年8月31日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「転用目的どおり」とし、転用事実確認証明願については、未届けと記載したうえで回答したものでございます。 以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
事務局次長	続きまして、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件でございます。 事務局より、報告いたします。 報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。 議案の35ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。 令和2年7月10日及び令和2年8月24日に申請のあった2件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行したものです。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

	以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和2年度第6回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。
--	---